

青森県よろず支援拠点生産性向上支援センター 生産性向上支援サポーター 募集要領

公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター（以下「当センター」という）では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）の実施にあたり、地域の支援機関等と連携を図りながら県内の中小企業・小規模事業者等が抱える生産性向上の課題解決を支援する「生産性向上支援サポーター（以下「サポーター」という）」を以下のとおり募集します。

※国の令和8年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）が予算化された上で、当センターが東北経済産業局より当該事業を受託し、委託業務契約が締結されることを前提とした公募となります。

1 募集職種、予定人数

生産性向上支援サポーター 5名程度

2 応募要件

次の(1)～(6)のいずれにも該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能であること。
- (3) 自身のパソコンにより当センターとの連絡が可能であること。
- (4) 委嘱後は、本県に居住し業務の遂行が可能であること。
- (5) 当センターの規定等を踏まえつつ、専門的知見や能力を最大限に活かしながら取り組むことが可能であること。
- (6) 以下に該当しないこと。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 業務内容

令和8年4月1日開設予定の「青森県よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関（当センター）と適切に連携する。

4 資格・資質

専門的な知見を有し、経営課題の抽出並びに具体的なアドバイスができること。また、公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関のサポーターとして不適切でないこと。

- (1) 企業等の現場において生産性向上支援に取り組んだ経験を有する者又は支援者として生産性向上支援の経験を有する者又はそれと同等のスキルを有する者
- (2) 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる者
- (3) 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる者
- ①飲食業
 - ②宿泊業
 - ③小売業
 - ④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
 - ⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
 - ⑥製造業（中小製造業、食品製造業）
 - ⑦運輸業
 - ⑧建設業
 - ⑨警備業

※省力化投資プラン（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

- (4) 専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する者

5 委嘱条件

本事業は国の予算を財源としているため、予算が成立した場合に委嘱を行うものとする。

①業務を委嘱する事業者	公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター
②業務を委嘱する日	令和8年4月1日
③委嘱する業務の内容	「3 業務内容」のとおり
④委嘱する業務の期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
⑤1月の活動日数	5日～10日程度／月（原則、土日祝日及び年末年始を除く） なお、活動日数については応相談
⑥1日の活動時間	原則8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）
⑦活動場所	原則、県内（ただし、必要に応じて協議の上、県外あり）
⑧活動内容の検査日	ア 「業務内容（5）」による当月分の報告書については翌月第1月曜日までに提出を受け、内容を検査する。 イ ただし、3月分の報告書については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）までに提出を受け、内容を検査する。
⑨報酬（謝金）の額	1日当たり28,500円以上

	但し、1日の活動時間が4時間以上7時間45未満の場合は1日当たりの報酬（謝金）の額は半額とする。
⑨活動費（交通費）	必要と認められる活動費（交通費）についてはセンターの規定等に基づき別途支給
⑩報酬（謝金）及び活動費（交通費）の支払期日	<p>ア 報告書を検査した上で、報酬（謝金）は毎月末日締切、翌月21日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に、活動費（交通費）は毎月末日締切、翌月15日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。</p> <p>イ ただし、3月分の報酬（謝金）及び活動費（交通費）については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。</p>

6 応募から選定までの流れ

① 応募者による応募申請書の提出期限

令和8年3月 6日（金）17時必着

② 事務局書類選考

令和8年3月 9日（月）～3月12日（木）

③ 面接者への連絡

令和8年3月13日（金）

④ 面接日及び面接会場

令和8年3月19日（木）開始時間13:00～、会場は当センターを予定

⑤ 審査結果通知

上記④終了後、書面により通知

7 確認事項及び委嘱後の禁止行為

(1) 中小企業者等へのアドバイスに当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。

(2) サポーターとしての活動中（移動含む）の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 以下の項目に抵触又は当センターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。

①当センターに対して虚偽の報告を行うこと。

②サポーターの活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等

の利益とすること。

- ③サポートーの活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること。
- ④支援企業等に不利益を与える行為又は支援活動内容から逸脱した行為を行うこと。
- ⑤支援企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること。

8 お問合せ先及び応募先

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター 連携調整課 山崎

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

※下記書類を提出期限までに郵送にてご提出ください。 (必着)

- ①生産性向上支援サポートー応募申請書 (様式1)
- ②暴力団排除に関する誓約書 (様式2)
- ③その他書類 (資格を証明する書類の写し等)

※封筒の表面に「生産性向上支援サポートー応募申請書在中」と記載してください。

9 その他

- (1)応募 (お問合せ含む) の秘密は厳守します。
- (2)応募書類の返却はいたしません。
- (3)応募書類を本件の採用選定目的以外には使用いたしません。
- (4)面接に係る旅費は支給いたしません。
- (5)選定結果についてのお問合せ (採否の理由等) には一切お答えできません。